

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月12日

【四半期会計期間】 第87期第3四半期(自平成27年10月1日至平成27年12月31日)

【会社名】 株式会社立花エレテック

【英訳名】 TACHIBANA ELETECH CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡邊武雄

【本店の所在の場所】 大阪市西区西本町1丁目13番25号

【電話番号】 大阪06(6539)8800(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部門担当 相澤忠範

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区西本町1丁目13番25号

【電話番号】 大阪06(6539)8800(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部門担当 相澤忠範

【縦覧に供する場所】 株式会社立花エレテック東京支社
(東京都港区芝浦4丁目18番32号)
株式会社立花エレテック名古屋支社
(名古屋市東区葵3丁目15番31号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 第3四半期 連結累計期間	第87期 第3四半期 連結累計期間	第86期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高 (百万円)	100,865	120,134	147,421
経常利益 (百万円)	4,009	4,514	5,737
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	4,393	2,989	5,440
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	5,769	2,794	8,025
純資産額 (百万円)	52,705	57,172	54,961
総資産額 (百万円)	97,854	105,397	100,560
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	168.84	114.89	209.09
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	52.4	52.8	53.2

回次	第86期 第3四半期 連結会計期間	第87期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	96.21	45.98

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 当社は、平成27年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり四半期(当期)純利益金額」につきましては、当該株式分割が第86期の期首に行われたと仮定し算出しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社企業グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、アメリカ経済の緩やかな回復はあるものの、中国をはじめとするアジア新興国の景気減速や原油価格の下落等により弱含みとなっております。一方、国内においては政府による経済政策や日銀による金融政策により、先行きの不透明感はあるものの企業収益や設備投資は緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社企業グループにおきましては、製造業を中心とした工場の中小設備投資案件が好調であったことと、株式会社高木商会も加わったことで、FAシステム事業が大幅に伸長するとともに、半導体デバイス事業においても堅調に推移いたしました。

このような情勢の中で、当社企業グループは確固たる基盤を持った電機・電子の一大技術商社を目指し、創立100周年に向けた6カ年の中長期経営計画「C.C.J 2200」をスタートいたしました。

具体的には、以下の基本戦略に従ってグループ一丸となって推進中であります。

地域のサービスレベルの均一化

半導体デバイス事業をグローバル事業として強化

自社保有技術の蓄積によるシステムソリューションビジネス強化

施設事業を第三の柱として主要事業化

子会社とのシナジー効果アップ

海外ビジネスの強化

CSR経営の推進

当第3四半期連結累計期間の業績は、一昨年12月に株式会社高木商会を連結化したこともあり、売上高1,201億34百万円（前年同期比19.1%増）、営業利益42億90百万円（前年同期比33.8%増）、経常利益45億14百万円（前年同期比12.6%増）と増加する一方、前期に持分法適用関連会社であった株式会社高木商会の株式追加取得に伴う子会社化関連損益15億99百万円の特別利益を計上したことから親会社株主に帰属する四半期純利益は29億89百万円（前年同期比32.0%減）と減益になりました。

セグメント別については以下のとおりであります。

〔FAシステム事業〕

売上高:617億7百万円（前年同期比33.8%増）、営業利益:32億48百万円（前年同期比63.5%増）

FA機器分野は、自動車関連・半導体関連・液晶関連などの各種製造装置メーカー向けにプログラマブルコントローラーやインバーター、ACサーボなどの主力商品が好調に推移するとともに、配線用遮断器や漏電遮断器などの配電制御機器も順調に推移いたしました。

産業機械分野は、政府の「省エネ補助金」の効果もあり、ワイヤカット放電加工機やレーザー加工機及び工作機械が大幅な増加となりました。

また、株式会社高木商会の表示器や制御駆動関連機器等の売上げが加わったことにより大幅な増加となりました。

〔半導体デバイス事業〕

売上高:370億30百万円(前年同期比1.0%減)、営業利益:9億83百万円(前年同期比11.0%減)

半導体分野は、産業向けにアナログICが伸長いたしました。民生分野向けのマイコンやパワーモジュールが減少いたしました。電子デバイス分野は、液晶パネルやOA機器分野向け電子デバイスが伸長するとともに、メモリーカードが大幅に増加したものの、半導体デバイス事業全体では微減となりました。

〔施設事業〕

売上高:85億6百万円(前年同期比5.3%増)、営業損失:23百万円(前年同期は36百万円の利益)

施設事業分野は、産業冷熱分野向けに低温機器が伸長するとともに、店舗用パッケージエアコンや換気扇も好調に推移いたしました。また、公共向け受配電設備等が売上げに貢献いたしました。一方、ビル用マルチエアコンや昇降機が減少するとともに、前年に大口案件のあった監視制御設備は大幅な減少となりました。

〔産業デバイスコンポーネント事業〕

売上高:81億64百万円(前年同期比118.2%増)、営業利益:1億83百万円(前年同期比235.3%増)

産業デバイスコンポーネント事業分野は、タッチモニターが好調に推移するとともに、FAパソコンとネットワーク機器が大幅に伸長いたしました。また、株式会社高木商会のコネクターやコンピューター関連機器等の売上げが加わったことにより大幅な増加となりました。

〔その他〕

売上高:47億25百万円(前年同期比14.3%減)、営業損失:1億1百万円(前年同期は24百万円の利益)

M S事業分野は、E M S分野で産業用途向け電子機器の製造受託は国内において順調に推移したものの、中国では大幅な減少となりました。M M S分野は新商材の荷役機器は大幅に伸長いたしました。立体駐車場向けの金属部材は減少いたしました。また、船舶用バルブも大幅な減少となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は、1,053億97百万円となり前連結会計年度末に比べ48億37百万円増加いたしました。

流動資産は、828億23百万円となり前連結会計年度末に比べ40億18百万円増加いたしました。この主な要因は、現金及び預金の増加34億24百万円、たな卸資産の増加10億17百万円によるものであります。

固定資産は、225億74百万円となり前連結会計年度末に比べ8億18百万円増加いたしました。この主な要因は、投資有価証券の増加9億71百万円によるものであります。

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は、482億25百万円となり前連結会計年度末に比べ26億26百万円増加いたしました。

流動負債は、454億3百万円となり前連結会計年度末に比べ26億76百万円増加いたしました。この主な要因は、支払手形及び買掛金の増加33億30百万円によるものであります。

固定負債は、28億21百万円となり前連結会計年度末に比べ49百万円減少いたしました。

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は、571億72百万円となり前連結会計年度末に比べ22億10百万円増加いたしました。この主な要因は、利益剰余金の増加24億16百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社企業グループにおける事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

買収防衛策について

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的に、平成19年6月28日開催の第78回定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただき「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。

その後、平成22年5月24日開催の当社取締役会において、かかる買収防衛策を一部変更及び継続することを決議し、変更後の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「旧プラン」という。）の継続について、平成22年6月29日開催の第81回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。

また、この旧プランは、その有効期間が「株主の皆様のご承認をいただいた時から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成25年6月開催予定）の終結の時まで」となっていたことから、当社取締役会は、旧プランの廃止、内容の変更、継続等について、平成20年6月30日付企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び近時の経済情勢等を踏まえ慎重に検討を重ねてまいりましたが、平成25年5月27日開催の当社取締役会において、旧プランを踏襲しつつ内容を一部変更の上、平成25年6月27日開催の第84回定時株主総会に付議し、大規模買付行為がなされた場合の対応方針に関する「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」という。）継続について、株主の皆様のご承認を得ております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を株式市場に委ねている以上、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様ご意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。加えて、かかる支配権の移転を伴う買付提案が、当社取締役会の賛同を得ずに行われる行為であっても、当社や株主の皆様ご利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為や買付提案の中には、株主の皆様ごに株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様ごが買付の条件等について検討することや当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切であるもの等、株主共同の利益を毀損しかねないものも考えられます。

このような大規模買付者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でない判断をします。

将来当社が、このような濫用的な買付行為の対象となった場合、当社や株主の皆様ご利益に資するものであるか否かを株主の皆様ごに合理的かつ適切に判断していただくためには、当社取締役会は大規模買付者との交渉に必要なかつ十分な機会を確保し、大規模買付者の提案や当社取締役会ごの評価意見並びに代替案等の情報を株主の皆様ごにご提供することが重要であると考えております。

以上のことを考慮した結果、当社は、大規模買付行為において株主の皆様ごに合理的かつ適切なご判断をしていただくための情報を提供するためには、当社が事前警告型買収防衛策として設定した本プランを継続し、大規模買付者には大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供していただき、当社取締役会として一定の評価期間を設けることが当社並びに株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

・本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、大規模買付者の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または、結果として議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に関する事前警告型の買収対応策です。

大規模買付者には、予め本プランに定められたルール（以下、「大規模買付ルール」という。）に従っていただくことといたします。

大規模買付ルールは、株主の皆様合理的かつ適切なご判断をしていただくための情報を提供するため、大規模買付行為が実行される前に、当社取締役会が、大規模買付行為の評価・検討を行う上で必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」という。）の提供を大規模買付者に求め、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に、大規模買付行為を開始することを認める、というものです。

なお、当社取締役会が、大規模買付行為に関して一定の評価を行うにあたり、本プランを適正に運用するとともに当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為に対し、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当ての発行等、会社法、金融商品取引法、その他の法律が認めるその時点で最も適した対抗措置（以下、「対抗措置」という。）を発動するか否かについて、決議するものとします。

本プランで定める手続きの流れは次のとおりです。

大規模買付者に対し、当社取締役会宛に大規模買付ルールに従う旨の意向表明書の提出を求めます。

当社取締役会は、事前に大規模買付者から当該大規模買付行為に関する大規模買付情報の提供を求め、それらの情報の検討等を行う時間を確保いたします。

当社取締役会は、大規模買付者より提供された情報について、特別委員会に提供するとともに一定の評価・検討を行った上で、株主の皆様当社取締役会としての評価意見や必要に応じて代替案を提供いたします。

当社取締役会は、当該大規模買付行為に対し、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動をするか否かについて、決議するものとします。

なお、特別委員会は、対抗措置の発動をするか否かについての勧告に際し、株主の皆様の意思確認を行うための会社法上の株主総会（以下、「株主確認総会」という。）を開催すべき旨を併せて勧告できるものとします。

なお、本プランの詳細については、当社ホームページ（<http://www.tachibana.co.jp/>）に掲載しております。

・本プランの合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、平成17年5月27日に経済産業省及び法務省により策定・公表された「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」及び平成20年6月30日に経済産業省の企業価値研究会により策定・公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に係る尊重事項を踏まえ、これらの指針等を充足する設計としております。

2. 株主総会決議による導入と有効期間等を定めたサンセット条項の設定

本プランは、株主の皆様の意思を尊重するために、株主総会のご承認を経て導入されるものであり、本プランの決定機関を明確にするために、当社定款に本プランを導入等の決定機関を定めております。

本プランの有効期間につきましても、平成25年6月27日開催の当社第84回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいた時から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成28年6月開催予定）の終結の時までと定めております。

なお、本プランが有効期間中であっても当社株主総会あるいは当社取締役会の決議によって、本プランを廃止できるものとしております。

以上のことから、本プランは、株主の皆様の意思に基づくものと考えております。

3. 特別委員会の意見の最大限の尊重

当社取締役会は、大規模買付者が提出した大規模買付情報が大規模買付ルールを遵守しているか否か、あるいは当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるものであるか否かの判断について、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会の意見を最大限尊重いたします。

4. 対抗措置の発動における株主意思の反映機会の確保

本プランは、大規模買付行為に対する対抗措置の発動については、原則として取締役会の決議により決定いたしますが、株主の皆様の意思を尊重するために、株主確認総会のご承認を経て対抗措置の発動または発動しないことを決定することもできるものとし、当社定款に対抗措置の発動に関する決定機関を定めております。

5. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会または株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止または変更することができるものとされておりますので、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	96,000,000
計	96,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	26,025,242	26,025,242	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	26,025,242	26,025,242		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年12月31日		26,025		5,874		5,674

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,928,200	259,282	
単元未満株式	普通株式 88,942		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	26,025,242		
総株主の議決権		259,282	

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式100株(議決権1個)が含まれております。

【自己株式等】

平成27年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社立花エレクトック	大阪市西区西本町 1丁目13番25号	8,100		8,100	0.03
計		8,100		8,100	0.03

2 【役員の状況】

(1) 退任役員

氏名	役名	職名	退任日
住谷正志	取締役	常務執行役員 管理部門・CSR推進担当	平成27年12月28日

(注)住谷正志氏は、退任後当社顧問に就任いたしました。

(2) 執行役員の異動

氏名	新担当	旧担当	異動年月日
相澤忠範	執行役員 管理部門・CSR推進担当兼経営企画本部長、経営企画部長	執行役員 経営企画本部長兼経営企画部長	平成27年12月28日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の割合

男性8名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,628	17,053
受取手形及び売掛金	52,878	52,941
有価証券	150	301
たな卸資産	9,096	10,113
その他	3,111	2,462
貸倒引当金	60	49
流動資産合計	78,804	82,823
固定資産		
有形固定資産	6,041	5,850
無形固定資産	324	317
投資その他の資産		
投資有価証券	14,107	15,078
その他	1,292	1,339
貸倒引当金	9	11
投資その他の資産合計	15,389	16,407
固定資産合計	21,756	22,574
資産合計	100,560	105,397
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	35,549	38,880
短期借入金	1,751	1,671
未払法人税等	942	577
賞与引当金	995	471
その他	3,489	3,802
流動負債合計	42,727	45,403
固定負債		
長期借入金	77	97
退職給付に係る負債	761	749
その他	2,031	1,974
固定負債合計	2,871	2,821
負債合計	45,598	48,225

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,874	5,874
資本剰余金	5,971	5,971
利益剰余金	36,617	39,033
自己株式	4	8
株主資本合計	48,458	50,871
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,073	3,888
繰延ヘッジ損益	0	1
為替換算調整勘定	711	641
退職給付に係る調整累計額	278	290
その他の包括利益累計額合計	5,063	4,819
非支配株主持分	1,439	1,481
純資産合計	54,961	57,172
負債純資産合計	100,560	105,397

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
売上高	100,865	120,134
売上原価	87,882	104,273
売上総利益	12,982	15,860
販売費及び一般管理費	9,774	11,570
営業利益	3,207	4,290
営業外収益		
受取利息	34	47
受取配当金	164	207
負ののれん償却額	375	-
為替差益	165	5
持分法による投資利益	133	-
その他	110	146
営業外収益合計	983	407
営業外費用		
支払利息	20	16
売上割引	136	141
その他	25	25
営業外費用合計	181	183
経常利益	4,009	4,514
特別利益		
投資有価証券売却益	5	1
子会社化関連損益	1,599	-
特別利益合計	1,605	1
特別損失		
固定資産売却損	-	4
固定資産除却損	4	5
投資有価証券評価損	-	0
特別損失合計	4	10
税金等調整前四半期純利益	5,611	4,504
法人税等	1,217	1,464
四半期純利益	4,393	3,040
非支配株主に帰属する四半期純利益	0	50
親会社株主に帰属する四半期純利益	4,393	2,989

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
四半期純利益	4,393	3,040
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,230	186
繰延ヘッジ損益	0	1
為替換算調整勘定	135	70
退職給付に係る調整額	10	12
その他の包括利益合計	1,375	245
四半期包括利益	5,769	2,794
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,769	2,745
非支配株主に係る四半期包括利益	0	48

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を、第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

満期手形等の処理

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

また、当第3四半期連結会計期間末日約定決済の以下の売掛金及び買掛金が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
受取手形	百万円	1,157百万円
支払手形	百万円	1,315百万円
売掛金	百万円	1,242百万円
買掛金	百万円	4,557百万円

(四半期連結損益計算書関係)

子会社化関連損益

前第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

持分法適用関連会社であった株式会社高木商会の株式追加取得に伴う負ののれん発生益4,075百万円から段階取得に係る差損2,475百万円を差し引いたものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
減価償却費	242百万円	304百万円
負ののれんの償却額	375百万円	百万円

(株主資本等関係)

1. 配当に関する事項

前第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月26日 取締役会	普通株式	281	13	平成26年3月31日	平成26年6月10日	利益剰余金
平成26年11月10日 取締役会	普通株式	238	11	平成26年9月30日	平成26年12月3日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月25日 取締役会	普通株式	260	12	平成27年3月31日	平成27年6月10日	利益剰余金
平成27年11月9日 取締役会	普通株式	312	12	平成27年9月30日	平成27年12月3日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません

2. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	FAシステム 事業	半導体デバ イス事業	施設事業	産業デバ イスコンポ ネント事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	46,111	37,417	8,079	3,741	95,350	5,515	100,865	-	100,865
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	46,111	37,417	8,079	3,741	95,350	5,515	100,865	-	100,865
セグメント利益(営業利益)	1,986	1,105	36	54	3,183	24	3,207	-	3,207

(注)「その他」の内容は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「ソリューション事業」及び「MS事業」を含んでおります。

当第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	FAシステム 事業	半導体デバ イス事業	施設事業	産業デバ イスコンポ ネント事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	61,707	37,030	8,506	8,164	115,409	4,725	120,134	-	120,134
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	61,707	37,030	8,506	8,164	115,409	4,725	120,134	-	120,134
セグメント利益又は損失() (営業利益又は営業損失())	3,248	983	23	183	4,392	101	4,290	-	4,290

(注)「その他」の内容は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「ソリューション事業」及び「MS事業」を含んでおります。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間から経営情報のより適切な開示のため、一部の子会社の業績管理を単一の事業セグメントから、取扱商品・サービスに則した複数の事業セグメントに区分して行う方法に変更いたしました。

この変更にともない各報告セグメントの売上高及び利益又は損失の金額は変更後の区分に基づき記載しております。

また、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報についても変更後の区分により作成したものを記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	168円84銭	114円89銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	4,393	2,989
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	4,393	2,989
普通株式の期中平均株式数(千株)	26,020	26,017

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2 【その他】

平成27年11月9日開催の取締役会において、第87期中間配当に関し次のとおり決議いたしました。

配当金の総額	312百万円
1株当たりの金額	12円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成27年12月3日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月8日

株式会社立花エレクトック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 崎 洋 文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 嘉 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社立花エレクトックの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社立花エレクトック及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。